【参考資料２】　　H26.3.20　新潟市こども未来課

条例検討会での委員発言・意見に対する所管課の考え方について

１．検討会での委員発言・意見

（１）第６回条例検討会：平成 26 年 11 月 21 日(木)

【福祉／医療／その他分野検討グループ意見】

互いの理解のためにも，ひまわりクラブなどは，障がい者と健常者が共にいた方がよい。（そのような意識作り）

（２）第８回条例検討会：平成 26 年１月 16 日(木)

【委員発言①】

ひまわりクラブの関係で「障がい者と健常者が共にいた方がよい」というのはそのとおりだと思います。ただ，若干気になる点は，ひまわりクラブが鍵っ子対策だと思っていますが，障がい児の場合は，親が障がい児を抱えるうえにお勤めはしていないので，いわゆる鍵っ子対策とは少し違う面もある。

その辺，ルールが違う中で，しかし，希望されれば受け入れてもらえるのかなという辺りは，十分にお話ができなかったような気がします。

【委員発言②】

ひまわりクラブ等の話が出ましたけれども，私もそう思いますが，週に１，２回，各小学校で放課後何とかというものがありますよね。障がいのある児童，生徒も地域の方がお世話したりしているものがありますよね。そういうところにも配慮していけるような部分があるといいなと思いましたので，よろしくお願いしたいと思います。

２．所管課（教委地域と学校ふれあい推進課，福祉部こども未来課）の考え方

ひまわりクラブは，児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業を行う施設として，昼間保護者のいない家庭の小学校低学年児童の健全な育成を図るために，設置しています。

ひまわりクラブでは，障がいのある児童が入会を希望する場合，加配指導員を配置し，原則受け入れていますが，入会に際しては，保護者の就労等一定の基準を設けています。

一方，教育委員会が実施している「子どもふれあいスクール」は，安心安全な居場所づくり・地域の大人と子どものふれあい・異年齢交流を目的に，平成 25 年度は 62 小学校で週 1～3 回開催されており，在籍児童であれば，誰でも参加することができます。

障がいの有無にかかわらず，子どもたちが互いを尊重し合い，共に過ごすことは，相互理解を図る上で有益なことでありますので，児童や家庭の環境に応じて，子どもの過ごし方を選んでいただきたいと考えています。